

公共施設最適化事業債の期間延長について

四 国 部 会 提 出
説明担当 観音寺市

(理 由)

市公共施設の老朽化や人口減少、少子・高齢化等の現状を踏まえ、公共施設の最適配置を実現するためには、公共施設の集約化・複合化や転用を進めていくことが重要であり、地方公共団体における、これらの取り組みを後押しするために平成 27 年度から 3 年間、一定要件を満たす事業に充当することができる地方債として公共施設最適化事業債（充当率 90%、交付税算入率 50%）が創設された。

本市においては、この活用により 3 園の統合による新たな幼稚園として南部地区幼稚園を建設することとしており、平成 27 年度は用地の取得、基本設計及び実施設計の発注、平成 28 年度は実施設計委託及び造成工事の完了、平成 29 年度及び平成 30 年度は園舎建設工事、そして平成 31 年度の開園を計画している。

幼稚園の統廃合を実施するには、今後の幼児数の減少を念頭に踏まえ、新たな建設用地の選定、通園手段の調整等、さまざまな事項を事前に保護者や地域の方々を交え調整することが必要不可欠となる。また、それらの調整を経て、建設工事に着手することとなるが、建設工事等において不測の事態が起きることも考えられ、本起債の適用期間の 3 年間で新たに幼稚園を開園することは、非常に困難である。

よって、国においては、今後の公共施設の適正配置を引き続き押し進めるために、当分の間、公共施設最適化事業債の期間延長を強く要望する。